

# 中山法華經寺本三教指帰注の文章と用語

小林芳規

## 一、書誌―特に書写年代について

下総の中山法華經寺（千葉県市川市所在）の聖教殿秘藏の三教指帰注の一帖は、空海撰述の三教指帰の本文中から語句を抄出して、これを片仮名交り文で注解したものである。

聖教殿秘藏の三教指帰注一帖は、卷上・中・下 三卷の中の、卷上のみが現存しているものである。この卷上の一帖は、粘葉装で本文五十五丁より成る。表紙には馬のような動物が一頭座して後を向いている図を中央から下半分に描き、上方に草のような絵を記している。近藤喜博博士によれば、この図は鳥羽僧正の時代の筆致に通じ、恐らく院政期のものであろうとされる。この表紙左方に題箋を貼り、「三教旨皈抄」と後世の筆跡で記されている。又表紙右肩には、「聖教、第十三号」と二行に記した符箋を貼ってある。表紙の裏には、中央一杯に、倒れている若武者の首をもう一人の甲冑に身を固めた老武者が刀をあててはねる体の図があり、若武者の下方に弓らしいものが落ちていた様が描かれている。平家物語の熊谷直真の話を想像させる図であるが、近藤博士は、室町時代頃の補加の図であろうとされる。次いで、本文が二丁表より始まる。その第一行には、本

文と同筆で、内題「三孝指帰注」の五文字がある。本文は各丁両面書写、一面八行で、一行に約十六七字から二十字が書かれてある。本文は五十四丁裏の八行目で終り、五十五丁表の第一行目に「口実云ハ口伝也 已上々巻注書了」とある。本文書写の識語を欠くが、この丁表の中央に「卯月廿三日」、左裾に「主継熊丸」と同筆で恐らく室町時代頃の筆跡による書入れがある。この五十五丁裏には、中央に大きく鞍を置き主のいない馬が一頭描かれているが、表紙裏の老若二武者を描いたのと同じ筆致のものである。裏の表紙の内側は、殆ど白紙に近いが、左上方に「教」の一字が見える。裏表紙（外側）は、背の低い草を二本描いた等の図があり、表紙の動物を描いたのと同じ筆致である。

本文書写の時期は、奥書・識語からは分らない。『日蓮大聖人御真蹟廿五種』（昭和二十六年十一月三日）の解説によると、「恐らくは聖祖十五・六歳の時の御手控なるべしと云う伝承があるが、之を十七歳御書写の「授決円多羅義集唐決」並に三十歳御書写の「五輪九字秘釈」に照合するに、聖筆とは押し難く、むしろ聖祖以前の書写にかかるとのやうである」とある。日蓮聖人の十五歳は嘉禎三年（一二三三）に当る。法華經寺三世日祐筆の『祐師本尊聖教


録」(聖教殿現存)に、「卅四外典」の中に、「藥府注上下二、和漢年代記二卷 管家抄二、注蒙求四帖 注朗詠上下二、同注上之上 作文見聞抄一、玉函要文一、三教指帰上中二、文粹十三、秘抄一帖 仮文字嫌事」とあり、その中に「三教指帰上中二、(巻、又は帖)」がある。これが本書に当るものか否かは確かめ難いが、現に聖教殿に秘蔵の七十数点に上るといふ日蓮御真筆遺文の多くが、既にこの祐師目録に見えること、及び現蔵の書目名と祐師目録掲載書名との間に少異を見るものが多々あり、例えば「小乘小仏要文一卷」「恒河七種衆生事一卷」「日月之事一卷」を、祐師目録には、それぞれ「小乘小仏等一卷」「恒河七種衆生要文二巻」「大日天等一通」としていること(目録では「注」の文字がないが、この卅四外典の部には「藥府注」「注蒙求」「注朗詠」や「抄」などの「注」の類が収められていたらしい)、更に、三教指帰注の現存の上巻(内容から見ても、巻上・中・下の三巻分の内の巻上に当り、上・下二巻分の巻上ではない)が、祐師目録の「上中二」に含まれることから、恐らく本書は目録所載のものであろう。さすれば、この三教指帰注は、中巻と共に鎌倉時代後期にはこの聖教殿に存し、爾來秘蔵され来ったが、後に中巻は佚し、上巻のみが残り、今日に伝えられたものと考えられる。日蓮聖人手沢という伝承は、少くとも本書の書写時期と矛盾するものではない。

本文書写の時期が識語等から求められないとすれば、文章内部の表記面からこれを推定することが考えられる。先ず仮名字体が挙げられる。漢字の字体もさることながら、片仮名の字体は時期推定の比較的良い手掛りとなる。時代による変化を如実に反映するからで


ある。本書の片仮名が全文一筆であるのも好都合である。帰納された仮名字体は、「六(ロ)」を除けば、他は院政期後半に普通に見るものである。この中、特に書写年時を推定するための指標となる字体は、「ウ」と「ツ」である。「ウ」も「ツ」も、院政期には字源の形が未だ生きていて、「ウ」はウ冠の字形、「ツ」は三点を横に並べた字形であるが、鎌倉時代には字源から離れて、「ウ」も「ツ」も最終画が右から左下に向って長く伸び出して今日の字体に變形を始める。この二つの仮名字体のうち、「ツ」が變形するのは鎌倉初期と中期の交かそれ以後であるが、「ウ」の變形の方は、鎌倉初頭期から始まっている。これに照すに、三教指帰注の「ウ」も「ツ」も共に、最終画が伸びずに古形のままである。これは本書の書写時期が院政期である一証である。

次に、片仮名を繰返す符号である頓字の形態も手掛りとなる。片仮名二字又は三字の同音節を繰返すには「く」を用いるが、現行の形態とは甚しく異なっている。二字・三字が点・短線の形から一筆書となるのは院政期であるが、その起筆の位置が院政期から鎌倉時代の末までに時期を画して変化する。本書の仮名二字の頓字の起筆位置はすべて上の仮名の右傍にあり、そこから筆を起している。

a 上字の右傍から起筆する

ナ、ノ事(三十五丁ウ)  (二十七丁オ)

b 上字の右裾から起筆する

ニ、シ(十八丁オ)  タル(四十六丁ウ)

(b)は(a)に比べると起筆位置がやや下って右裾になっているが、やはり片仮名の上の字の右傍から筆を起している。上の仮名の右傍から起筆するのは院政期の特徴である。打聞集長承三年(一一三四)頃写

本でも同様である。しかるに鎌倉時代の片仮名文における踊字の起筆位置は、いずれも下の仮名の右傍に下ってくる。草案集建保四年（一二二六）写本では、皆、下の仮名の右肩の辺から起筆している。その事情については別に述べたことがあるので詳述しないが、三教指帰注の踊字は、起筆位置の時代的な変化から見ると、院政後期の様態を示しているのである。

仮名字体と踊字という表記の面から見ると本書の書写時期は院政後期と推定される。これは、本書が日蓮聖人の手沢本と伝承されていることや中山法華經寺聖教殿に鎌倉後期に存したという推定と、何ら抵触しないのである。

## 二、文章——特に注釈文の類型について

中山法華經寺本三教指帰注の文章は、三つの異質の要素に分析される。第一は注を施すべき原典の三教指帰の本文そのものから抄出した語句である。これはその性質上、すべて漢字であり二字を基本とする字句である。しかしあくまでも原典の字句であるから、「注」の撰者の言葉とは次元の異なるものである。第二は、原典の三教指帰の字句に対して、注解した文である。これは基本が片仮名交り文でなされる。その内容は原典の字句の語釈が中心であって、一文を以てするのが基本であり、時に二文の構成ともなる。例えば次のようである。

〔一文〕 鱗ト云ハ籠ナリ（一ウ）

流水ト云ハ車、水流如ク道ヲ行ク物也四オ

〔二文〕 貧<sup>オシヤレ</sup>禁ト云ハ貧者食物ホシカル也、禁ト云ハ衣ヲホシカル者也（二一六ウ）

第三は、説話の文章である。原典の字句を理解せしめるに当って、

単なる語釈に止まらずに、その字句を含みこれに係わる説話の文章を長文に亘って収めることによって、解釈を効果的にしている。同時に単なる語釈だけによる講釈の無味単調を交え、聞書としての面白さをも出している。

蘇秦ト云ハ高名ノ口辯也、然ニ蘇秦國ニ行遊<sup>(1)</sup>問々<sup>(2)</sup>件ノ玉ヲウシナンテ蘇秦ヲ盗人ニサシテシハリウチハル、然<sup>(3)</sup>トモ無失故ニユリテ本國ニカヘル時ニ（七オ）七ウ。「蘇秦ト云ハ」の「蘇」に上声、「秦」に平声の圈点がある。

「然ニ」「然トモ」等の接続語を使って三文以上の文章になっている。第三の要素はこの種のものが多い。文章様式の上から、第二の要素を注釈文、第三の要素を説話文と呼ぶことにする。

中山法華經寺本三教指帰注の文章の骨子を成すのは、この二つの文体である。そこで、以下それぞれの文体を用語の面から観察することによって、本文献の文章の性格を考えてみたい。

この節では、注釈文について、その類型と用語との関係を考えることにする。

この注釈文を、その用語の形式によって整理すると、次のように二つの型に大別される。

A、「ト云ハ……ナリ（也）」の型

聊ト云ハ老子ノ実名ナリ（一ウ）

垂象ト云ハ日月星形也（一オ）

この形式が最も基本的なものであって、且つ、全巻における語釈の殆どがこれであるか、又はこの変形である。この型における文末は「ナリ」であって、「ゾ」は全く見られない。

B、被注の漢字に、振仮名及び割注を施す型

モノカケリ アシヘ コシラフ  
談話 教一 誘 (九ウ。「教」に去声、「誘」に上声の図点がある)  
カントク  
簡牘 フタノ文名也 (四十八ウ)  
フタシ名也

清 大瀧也 濁 大池也 (十四オ)  
スメリ ニコレリ

この型のもが、A型に交って所々に散在する。この型には、振仮名の和訓を附した上で更に割注を施したものもある。

微管 後智也 拙識 小智也 (十二ウ)  
チヒナケケノツ 拙識 小智也

又、その割注の表記を本文と同じ大きさにした例もある。  
不豫ノ百賢士賢人 哲夫ヒヲタル人ニ勝ケル也 (三十五オ)

この場合はA型との差が少なくなり、「哲夫ト云」となればA型に入ることになる。割注の用語の表記には「病(ヤマヒ)」「人(ヒト)」等のように、括弧内の和語を表すのにその漢字を以てするものがあり、今日の注解の用語と同じ「…スル事」としたものもある。

俳々 憤々 樞揚 アラハス事 (十四オ)  
イストラル

これと同種の形式に「…ナル形」とした例があり、しかも「文選(形書也)」の術語も見られる。

森々 トノメク 隠々 アロカナル形 隠々 トハネハシル  
文選 形書也 (五十ウ)

この「形書」は、「アロカナル形」の「形」という用語に基く説明用語であつて、恐らく文選註を指すものであろう。この文献には

「長蘆ミツチ」(二十ウ)のように文選註が見られるが、これは空海の三教指帰の本文を読むのに伝統的な訓読によるといふような事柄と密

接な関係があると思われる。空海撰述三教指帰の古点本には文選註が比較的多く伝えられ、例えば天理図書館蔵三教指帰久寿二年点にも、

森々トノメク、シル需一文字トイフ事、快一暮 等多くが見られる。

この文選註を「カタチヨミ」と称することは、毛詩抄に見られ(来田隆氏教示)、又江戸時代にも広く用いられたらしいが(雅岡隨筆・一話一言・伊勢物語閑疑抄)、その名称の古例として注目される。さて、A型の「ト云ハ…ナリ(也)」は、更に次のような幾つかの類型に細分される。

(1) 「ト云ハ…ナリ(也)」の「ナリ」の直前の用語に「意」「義」「心」「事」「ト」を用いる。

篇ト云ハ篇立ヲ文書ヲ作ル意也 (二ウ)  
如田ト云ハ田満ノ義也 (二十二オ)

際ト云ハ目ノ人見クラキ心也 (二十二ウ)  
人侍ト云ハ載測周処等カ事也 (二十一ウ)

指帰ト云ハ大旨ヲサスト也 (一オ)  
(2) 「ト云ハ…ト云也」「ト云意ハ…意也」「ト云因ハ…因也」と同一語を繰返す。

李ト云(ノ)李スモ、ノ木本ニテ生ル故李ト云也 (一オ)  
二千石ト云(ノ)者五位ヲ云也 (二一オ)

徒ト云陽ヲ云意ハ離、陽ヲ徒ル陰ニ意也 (十ウ) (※印は「徒」字)

江南ト云因ハ南方ニテ温ナル因也 (十オ)  
(3) 「ト云ハ…ナリ(也)」に「賢ハバ」を加える。

頑一心ト云ハ賢ハ思心也 (十一オ)  
仰止ト云ハ賢ハ人師ノ教ヲ仰キ伝ヘ意也 (十二オ)

(4) A型の変形(「ト云ハ」「也」の省記)

(例)鷹犬酒色、タカトヒイヌカヒサケノミ女ヲ愛スルヲ云也(五ウ)

(例)万頃(ト)云ハ田一丁ヲ一頃トス(四十五ウ)

(例)遊ハヲコリ意、俠ハアマタル意(五ウ)

暴悪ハアラキ心(九ウ)

(5) 二文構成の形で、上文末に「也」が無く体言で止める形式。

(一) 二文とすべきか、体言の中止とすべきか未詳。前掲の「貧<sup>ク</sup>糞<sup>シ</sup>

(ト)云ハ」「(二十六ウ) 参照)

鉄木ト云(ハ)、鉄イハ上ニ云処ノ刀、木ト云ハ上ニ云フ車也(十二

オ)

表甥、表云ハ母方ト云意、甥云ハ大師ノ甥ヲ也(五オ)

(6) 「」…ト云ハ…也」の「」…也」の説明文を省いて「同前」「如前」

とする。

比兒(ト)云ハ如前、(三十三ウ) (「兒」に上声濁点あり)

郭象、同前(九ウ)

片仮名交り文による注釈の古い例として、春日政治博士が指摘され

た、西大寺本金光明最勝王經平安初期点の漢文行間等に傍記された

注釈の文がある。その中に、

積ス、五濁ノ時ゾ、処トイフハ即チ祇国ゾ

三、勸ムルニ依リテ学ヲ修ムト云フ

十五ハ別句ゾ「也」

上來ハ正宗ノ了ル以下ハ流通ノ分ゾ「也」

のような形式が見出されて、既に文型としては中山法華經寺本三教指帰注におけるのと同じものの存することが知られる。しかし文末

が「也」字を持っていても「ナリ」でなく「ゾ」と結ぶように、古くは「ゾ」が優勢であったという、時代の隔り乃至は位相差に基く相違も存する。

天仁三年成立の法華百座聞書抄にも、

鏡トイハカトミトイフコトナリ(オ三六六行)

如説而修行トイフハ身口意ノ三業ヲ懺悔スルナリ(オ三一四行)のように部分的に注釈の文型を含んでいる。この種のもは他にも多しはずであるが、三教指帰注は注釈文が文章の骨子の一つをなしている点で注目される。同じく片仮名交り文による注釈文体であっても、鎌倉時代の真福寺藏新樂府注正嘉元年写本は、趣が異なり、その文の形式は、白樂天の新樂府の各詩について、「此ノ段ノ意ハ」で書き始め、最後に再び「此ノ段ノ意ハ…」を以て要約するものであって、個々の語句についての逐語訳というよりも、「大意をとる」とに記述の大半を費し<sup>(注2)</sup>ている。

これらの文献の書かれた、院政鎌倉時代でも注釈文体として諸種の形式があったであろうが、その中で、中山法華經寺本三教指帰注の注釈の文型は、語釈を主とした説明表現の一つの文体として注意されるのである。

又、降って天草本イソホ物語には、佐々木峻氏の教示によると、墓の文字の意味を解く箇所に、「トイフハ、…ヂヤ、…義、…意、…義ヂヤ」という用語による説明表現があるが、注釈文の用語としても、これに通ずるものであり、又、室町時代の抄物の注釈の文型との関連をも考える必要があり、注釈の文体の歴史を考察する上で、この三教指帰注は院政後期の資料として重要な位置にあると考えられる。

### 三、説話文における用語について

中山法華經寺本三教指帰注には約四十の説話が載っている。これは巻上だけであるから、巻中、下が残っていたら、その数は、重複の可能性があり長短繁簡はあろうが、百を越えたに違いない。巻上だけでも、丁蘭、郭巨、孟宗、王祥らの孝子譚を始め、忠臣・賢人・名手の説話や「貧女の一灯」の話など多彩であって、新出の説話文献としても注目せられる。それらの出典や流伝の考証、説話文学史上の位置づけなどは、それを説く場ではないのでここでは触れない。

この文献の説話文の性格を考える上で予め留意すべきことは、各説話を典拠の文章と比較すると、出典のままの翻訳は見当らず、話の筋を改めるだけでなく、誤伝の多いことである。「蜃雪」(二一才)における孫康を「孫驚」とし、「繩錘」(二二ウ)における孫驚を「孫康」にするような説話の人物の取り違え、「蘇秦」(七才)を張儀と混同するような人物の誤解があるが、それだけでなく、話の混線、分り易くするための変改など、自由な手が加えられ、正確さに欠ける所が多く目立っている。

このような内容と俟って、説話の文章も整わない所が目立っている。筆者は、先に、中山法華經寺本三教指帰注の文章が、当時の規範的な文章に比較して、当時の文章語には全体として現れ難いような、「首尾の不統一」や、文章語としては「冗漫な同じ語句の重複」「はさみこみ」や、「脱落」「言いさし切れ」などの不整表現が目立つことを指摘したが、そのような表現は、「脱落」「言いさし切れ」が筆録事情に起るおそれのあるのを除くと、多く説話文に

偏っているのである。これには、説話文が一般に三文以上から成る長文であって、注釈文が一文か二文の短文であるために不整表現の入る余地がないということも考慮すべきであるが、不整表現は、説話文では、短い文の中にも現れているのである。

#### (イ)首尾の不統一

・隣人、手ヲ空<sup>シ</sup>シテ還<sup>シ</sup>時ニ、「是ノ家<sup>ノ</sup>内ニハ母無<sup>ク</sup>ハモノ可<sup>シ</sup>ト」借<sup>ス</sup>」悪心ヲ起シテ、打殺<sup>ロ</sup>サレタヒタヒヨリ血ヲ出ス(三十六才)

・「悪心ヲ起シテ」「木母ヲ打殺<sup>ロ</sup>ス」「木母ハ」打殺<sup>ロ</sup>サレタヒタヒヨリ」とあると首尾が整う)

・曰上二人ハ極テ貧<sup>シ</sup>キ人<sup>ノ</sup>学文セシ事也(二二ウ)、(文末が「人也」とあると首尾が整う)

・十二月ニハ事<sup>ニ</sup>漁<sup>ラシ</sup>獵<sup>ラシ</sup>獵<sup>ラシ</sup>月也(六ウ) (「月」又は「ニハ」の「ニ」のいずれかが不要)

#### (ロ)冗漫な、同じ語句の重複

・父<sup>ノ</sup>死<sup>スル</sup>事<sup>ヲ</sup>悲<sup>ミ</sup>ナスクロクラ棄<sup>テ</sup>父ノハカノモトニ三年マ<sup>マ</sup>泣<sup>キ</sup>

★<sup>マ</sup>ハカノモトニ居<sup>タリ</sup>キ(二十六才)

・大臣、此ヲセイス、依<sup>テ</sup>コロサスシテ此ヲコロサスシテ、ヲイハナツ(二十九ウ)

・色<sup>ノ</sup>メテタキ事ハ一シオ染<sup>テ</sup>ハ江<sup>ニ</sup>シス、クカ故<sup>ニ</sup>色<sup>ノ</sup>ロメテタシ(十九才)

・虎ヲアラアテ周処ニカ<sup>ル</sup>、周処虎ノノントニ矢ヲイタテ、コロシテ、虎ノ頭ヲ切<sup>テ</sup>周処<sup>ハ</sup>父ノ墓<sup>ヘ</sup>以<sup>テ</sup>參<sup>ス</sup>(二十ウ)

#### (ハ)はさみこみ

・優花ト云ハ優曇花也、三千年ニ一度花サク、賢王モ三千年ニ一度出給マ、天竺ニ有ル花也(十四ウ)

これらの文章において不整表現が現れていることは、説話の内容が原典に不正確に引用される態度と通ずるところがあるように思われるのである。それは厳密な、推敲を重ねたような、規範的な文章とは程遠いものである。

中山法華經寺本三教指帰注の用語の中に、中世語が現れることも、先に指摘した所である。その中には、京都を中心とした文化の中心地の規範的な文章の影響下に書かれた文献には、同時期としては拾い難いような語句が存する。それが又、多くは説話文の方に偏って来るのである。

1 「ヒツサグ」(提く)  
昔始宗ト云レ者酒月<sup>サカキ</sup>ヒツサケテアクマテ酒ヲクラシ者也(三十ニウ)

「ヒツサケテ」の「シ」は、同例文の「クラシ」と同字形であり、この文献では他にも促音乃至は調音位置の近い舌内鼻音の表記に用いられているから、「ヒツサグ」も促音又はそれに近い音であったと考えられる。「ヒツサグ」の原初形は「ヒキサグ」であって、この語から転化した過程について、築島裕博士は「ヒキサグVヒイサグVヒサグVヒツサグ」と説かれ、「ヒツサグ」は「ヒサグ」に促音が介入して生じたものであって、その時期は中世末と推定され、多量の資料を扱われた結果、「ヒツサグ」という促音の形は、中世末まで例を見ないと説かれた。<sup>(注6)</sup>これからすれば、本文献の用例は、時期から見て、異例ともいいうべく、促音介入の確例とすれば一挙に

三百年近くも溯ることになる。

2 「キヤメテ」(極めて)

殿<sup>チカ</sup>村云シ王<sup>テリ</sup>キヤメテヲロカニ不覚ナル王也(二十二ウ)  
此キヤメタル故ニオト云也(二十二オ)

「極めて」「極む」の「キハ…」を「キヤ…」と表している。これは「(X)」の母音「(i)」の後にハ行転呼による転訛音が続いて、恐らく「(i)」と転訛音との融合により拗音のように発音されたものを、その発音に近い形で表記したものであらう。

この語形は室町時代の抄物に見られる。来田隆氏は、史記桃源抄の聞書の部分に「キヤメテタノシウテ」(京都市大府附図書館蔵)を教示されたが、聞書の方に口語性が強いことと見合せられる。同一事象ではないが、吉利支丹資料や抄物では、母音「(i)」又は「(e)」の次に続く「合う」等が、現代語の「語り合う」のように、ヤ行音に変換することがあると指摘されている。<sup>(注7)</sup>これらの指摘された資料に比べるならば、本文献の用例は、遙かに溯るのである。

3、終助詞「ナ」

葛公侍<sup>ニ</sup>居<sup>テ</sup>食<sup>ス</sup>時、家主<sup>カ</sup>云<sup>ク</sup>葛公<sup>カ</sup>シタマフ術<sup>ヲ</sup>見<sup>セ</sup>ナ<sup>リ</sup>云<sup>ハ</sup>時  
(三)葛公<sup>ニ</sup>云<sup>ク</sup>ヤスキ程ノ事也トテ(五十三オ)

「見セナ」はこの説話の家主の会話文中にあり、「見ス」の未然形又は連用形に「ナ」が附いた形である。文意は希求又は命令を表している。

この「ナ」について、上代の願望の終助詞「ナ」が残ったと見るには、時代的な隔りと意味上の差について説明されねばならない。佐々木峻氏は「見セナム(希求)」の音転訛形と考える案を示された。

終助詞「なむ」は散文の世界では平安末期には衰えると見られるから、その時期には一方でこのような語形の姿容が始まったことも考えられる。ただ「ナム」がこの文献には既に一例もない。

時代が下るが江戸時代には、類例として、

・なんのマアだまって取って置きなナ(娘節用、三、一九ウ)

・ちつとばかり「遺書ヲ」明けて見なナ(同九、一三オ)

の「な」がある。『江戸言葉の研究』(六七九頁)ではこの例について「なさい」の略とされる。この種の「な」は現代語でも用い、品位の劣った表現になる。三教指帰注の「ミセナ」が「ナサイ」の略とは時代から見て考え難いが、この語源説はともかく、用法に通ずる所がある。問題は待遇品位の差にあるが、同源の語が後世に品位を低くしたか、三教指帰注のこの説話に、「オ前サンガンナサル術ヲ俺ラニ見セナ」の現代語に通ずる用法があったのか詳らかでないが、後世の用法に通ずるような「見セナ」がここに現れているのである。

4、否定の助動詞「ン」

容装<sup>(注)</sup>、ネンコロニシテヲロソカニセント云う意也(三十五オ)

ここは注釈文にある。文意は、「ヲロソカニセン」が「容装ヲ粗末ニシヨウ」の意とすれば、「ン」は意志・推量の助動詞となるが、原典の「思親切骨、不敢容装」は親を大切にする意であり、その意訳として、「容装」の説明があり、「ネンコロニシテ」と「ヲロソカニセン」が同義の語句を並列していると見るならば、「ン」は推量ではなく否定と考えるのが良さそうである。

さすれば否定の助動詞の「ヌ」の音転となる。しかも連体形が係結や疑問語などの強調がなくて終止した用法となる。連体形が終

止形の機能をも兼用した例は、この文献には他にも、「栄後云ハマコヒ(マコ)ニ至ルマテサカヘルト云フ意也」(五十二ウ)、「隻枕<sup>セキ</sup>ヘキト云ハ譬ハ枕<sup>セキ</sup>ヲ<sup>ナ</sup>スルト云フ意也」(五十オ)などごと同型の文に用いられているから、その可能性はある。しかし否定の「ヌ」が「ン」と変わったものとするのは早すぎる。

否定の「ン」は口語の助動詞として扱われている。『徳川時代言語の研究』(三四二頁)には「これらの「ぬ」が次の如く「ん」となることがある」として

見付けられても大事御座んせん(好色伝受、下)

等の例が挙げられている。『国語の歴史』(国語学会編)「近世」では「ヌは撥音ンでもあらはれるが多分この時代から初まったことであらう。機能の異なる同じ形は排斥しあふのが常則であるから、少くとも未来の「む」がくづれてンとなつてゐた時代には併存しなかつたらう」(一八九頁)と説かれた。森田武博士はこの度の高著『天草版平家物語難語句解の研究』の中で、「急ガヌ」を推量・意志の「ン」と誤解した例を取り上げて「打消の助動詞の「ぬ」も推量・意志の「む」もともに「ん」(n)になつていて、同音であつたために上のように通用したのであらう」(三四七頁)と説かれ、室町時代の文献から多くの類例を示された。先掲の「ヲロソカニセン」が打消の「ヌ」の音転とすれば、それらよりも意外に早く、この文献に顔を出していることになる。

これらの四項の用語は、従来の文献による知見からは、中世末以降になつて現れると扱われて来たものである。それが溯つて早くもこの中山法華經寺本三教指帰注に顔を出しているのである。各項とも用例はこの文献では一二例に過ぎないから、誤写であるとか他の解釈を考えるとかすることも一応は必要であるが、結局は右に説いた



ような所に落ちて来て、その出現の時代の早いことに驚くのである。それでは何故にこういう現象が生じたのであろうか。その理由の一つは、院政鎌倉時代の国語に対する、研究の立ちおくれが挙げられる。文学作品を中心とする規範性の強い言語の文献だけでなく、当代の多種多様な文献を国語研究の資料として発掘したり、古文書・記録等の国史学の資料について国語学の立場から価値を発見し積極的にこれを取り込む必要がある。

先掲の第二項の「キヤメテ」についていえば、鎌倉時代の古文書に、

西信かために心やすきうゑに、奉行きやまりなきによりて、うとのくちの田地老町、北のたけの内の函巻ヶ所ハ長妙女ニ譲与之畢（相良家文書一、相良西信談状、建治三年ハ一二七七〇六月十七日）

とあるのが拾われる。岩手県中世文書上巻、家政談状、弘安六年十一月十二日に、

いやきりのむら（岩切村）

と「いは」を「いや」と表した例も参考となる。鎌倉時代の訓点資料でも、地方での加點本に見られる。

○猿投神社（参河国）藏文選卷第一正安四年（一三〇二）校本

陳三百一寮ニ而贊三群一后一究ニ皇一儀ニ而展ニ帝一容（三七八行）

○親鸞自筆（坂東本）教行信証、文暦二年頃以後

五穀不三登二疾一疫一競一起リ人民飢饉（化身土巻）

そのつもりで探すと草案集建保四年（一二二六）写本にも、同様に

「キハ（際）」を「キヤ」と表した例が見付かった。

又千両ノ金ヲタヒ候ヌサル間二人ノ施陀四以外ニ富家ニシテ諸人見ウ  
ラヤムホトニ候ハシガ、常ニ后宮ニ参テ命ノカヨハムキヤ（際）カ

ノ及ムホト（程）、何事モ仰ニ随候ヘト悦サノ余リニトモンテハ申候ヘトキ  
「語り合」の方の例も、鎌倉時代に溯って高山寺藏御明導師作法（  
カタリヤウ）

折紙一通）鎌倉後期写本に「燈明」とあるのである。

又、第一項の「ヒッサグ」の介入音の例も、岩手県中世文書上、  
良韻正法寺開山記、貞和五年正月一日の文書に、

時ニ我師三尺計ノ劍ヲヒムサケテ我前ヲスキ

とある。「ム」の音価に検討の余地があるが、介入音の入った語形を示している。地方文書にはこの種の用語がまだまだ拾えるのではなからうか。この三教指帰注にも「モレトモ」「モレハラ」の用例も見られる。

第二の理由は、第一と係わるが、従来は中央の文献が主であって、地方の文献を発掘しこれを対象として記述することが少なかつたことが挙げられる。それだけに地方語であるとする証明が現状では難しいのであるが、この三教指帰注には、「ウシナシテ」「フルシテ」のように八行四段活用動詞の連用形の促音便と考えられる諸語が現れており、東国語との関係を考える材料が含まれているのである。

第三の理由は、教養の比較的低い識字層の、文章語の規範からはずれた文章から成る文献を資料とすることが乏しかったことである。中世に入ると、文字を扱いうる人々が地域的にも階層的にも拡がったという。その結果は正確な規範的な文章だけでなく、推敲も少なく、俗語や口語の如実に反映した文章も出現したに違いない。中山法華経寺本三教指帰注はそういう性質の文献であり、文章の性格もそこから考える必要があるのではなからうか。

用語も、右の四項のものだけでなく、「イテ(率)」「エハス(醉)」のようにワ行の「キ」と「エ」が語頭で「イ」「エ」に混用するもの(従来はこの事象は鎌倉中期からとされてきた)、二段活用的一段化した確例「スキル」(過)、「サカエル」(栄)、禁止の「ソ」の確例など、この種のものが他にも多く指摘されるのである。中山法華経寺本三教指帰注の文章の性格がこのような基盤に立つとするならば、その用語が説話文と注釈文とで偏るというようなことは本質的な意味はないかもしれない。ただ注釈文が型にはまった文であり、一文を基本とする短文であるために、そこには、俗語的表現が現れ難く、一方の説話文にはこれが現れ易かったのである。

〔附記〕本稿の貴重な文献を調査する栄を賜った、故増田日遠管長、はじめ法華経寺当局の方々、及び御芳情を賜った近藤喜博博士と築島裕博士に対し深甚の謝意を表し奉る。

(注1) 拙稿「踊字の沿革統紹」(広島大学文学部紀要第二七巻一  
号、昭和四十二年十二月)

(注2) 太田次男「真福寺藏新楽府注と鎌倉時代の文集受容について」付・新楽府注翻印一(斯道文庫論集第七輯、昭和四十四年  
十月)

(注3) 拙稿「中世片仮名文の国語史的研究」広島大学文学部紀  
要、一九七一年特輯号3)

(注4) 「脱落」「言いさし切れ」の例とした、

・藻製、翹、△云者也、△数也、瓔々(△)大カル意也(四十七オ)

・犬脉(ト)云(ラ)ハ、記(ト)云(ラ)ハ、礼記(ト)云(ラ)本書也(三十四ウ)

・毘沙(ト)云(ラ)ハ、山响(ト)云(ラ)ハ、過(レ)野入(レ)山(ト)過(レ)山(ト)出(ラ)レ、野

ニ响(ト)云(レ)也(二十五オ)

は、いずれも注釈文に属するものであって、聴聞者の不注意等による筆録漏れか、講説者の中断かと考えられ、他の不整表現とは異質の事項と見られる。

(注5) 注3文献

(注6) 築島裕「ツンザクとヒツサグとの語源について」(国語学

五十四輯、昭和三十八年九月)

(注7) 橋本進吉「吉利支丹教義の研究」六四頁。

土井忠生「近古の國語」三九頁。

(注8) この例は、昨年度より継続している国語史研究会の輪読の席上で、先般佐々木峻氏の提示されたもので、これについて筆者は本文に述べたように考えた。

— 広島大学教授 —